

伊丹市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定書

伊丹市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市と企業及び団体等による健康維持・増進等の協働の取り組みにおいて、市民が安心して生き生きと暮らすことができ、子どもたちが夢と希望をもって健やかに成長できるまちづくりに資するための甲乙間の連携と協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- （1）健康維持・増進に関する事項
- （2）食育に関する事項
- （3）スポーツ振興に関する事項
- （4）その他、甲乙が協議し、必要と認める事項

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

（責任）

第3条 甲及び乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により相手方に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（連携協力の窓口等）

第4条 甲及び乙は、本協定の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議又は意見交換を実施するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（変更及び解除）

第7条 甲及び乙が本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更または解除を行うものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
伊丹市長

乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号
中之島インテス14階
大塚製薬株式会社 大阪支店
支店長